

区のおしらせ

No. 230



5 か 所 で 夏 季 施 設 開 く 海 洋 少 年 団 も 保 田 で 夏 の 訓 練 まっ黒に陽やけした健康そうなこどもたち

7月21日から海に山に、区の小・中学校児童、生徒の夏季施設がいっせいに開かれました。小学生には、箱根林間学校、多摩川林間学校、鎌倉臨海学園の3か所が、中学生には、軽井沢高原学校、保田臨海学園の2か所、計5か所の施設が使われました。

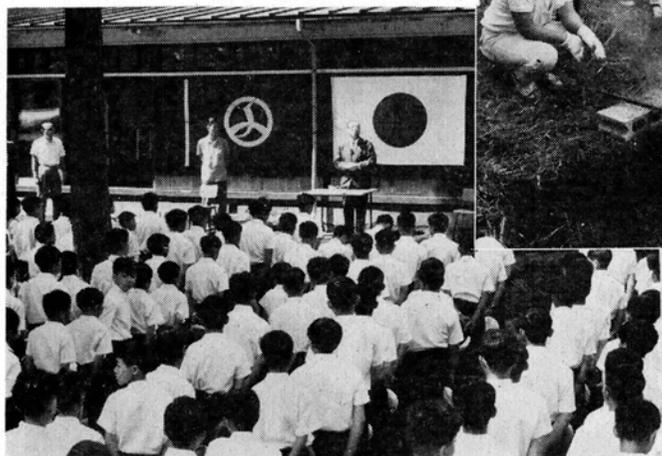
このほか、区立の5校の中学生約200名が参加した奥日光キャンプ、また海洋少年団の夏季合宿訓練も保田臨海学園で行なわれました。

こどもたちは、騒音や排気ガス、うだるような暑さの都心をはなれ、空気がうまく涼しさがいっぱい山や海の自然の中で、ハイキングや登山、水泳などを楽しみ、まっ黒に陽やけし、健康そうでした。

〔写真は水泳前の準備体操をする今川中生徒〕
—保田臨海学園—

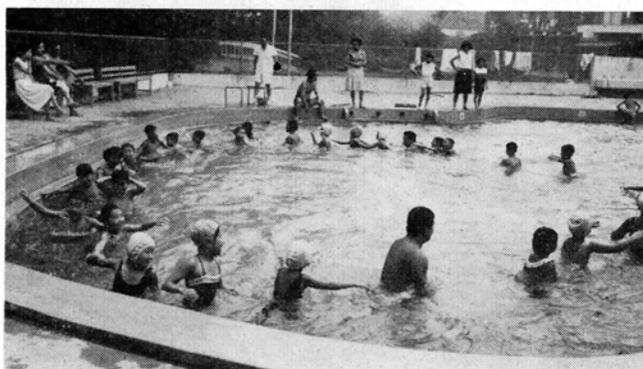
夏季施設でのこどもたち

開校式であいさつする遠山区長
—軽井沢高原学校—



はんごう炊さん
—軽井沢高原学校—

落伍者のないようみんながんばろうと
「山の家」を出発する生徒たち
—奥日光キャンプ—



水中かけっこ
—多摩川林間学校—



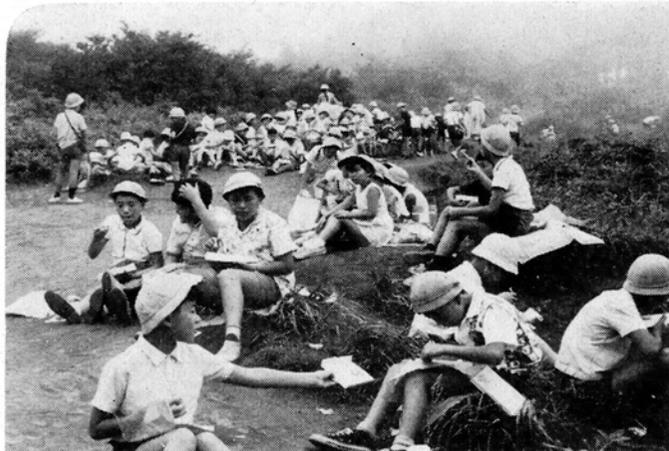
山の上で食べるご飯は格別おいしい
—箱根林間学校—



元気よく水しぶきをあげる児童たち
—鎌倉臨海学園—



砂浜で遊ぶ海洋少年団員たち
—保田臨海学園での夏季訓練—



夏の害虫駆除シリーズ

(4)

夜行性のゴキブリ、南京虫

いままで、三回にわたって、ハエ、カ、ノミなどの駆除についていろいろ紹介してきましたが、最終回の今回は、ゴキブリとなんきん虫について紹介しましょう。

ゴキブリ

種類
主に次の三種類のゴキブリがみられます。

■チャバネゴキブリ

十〜十三ミリくらいの淡褐色の小形で、飲食店、ビル、船舶など、人が大勢集まり、火をたえず使ったり、暖房設備のある場所に多くいます。

■クロゴキブリ

二五〜三五ミリの大形で黒褐色をしていて、一般家庭でよくみられる。

■ヤマトゴキブリ

二十〜二五ミリの中形で日本にしかいません。クロゴキブリよりやや細長くほっそりしていて東京附近では鉄筋アパートに多くいます。

生態

ゴキブリは、飛ぶよりもすばしっこく歩き廻るのが得意のこん虫です。エサと水があり、比較的温

度の高い場所を好みます。たとえ

ば流し台の下とか裏側、戸棚の裏側や側面や内側、柱や壁の割れ目

引きだしを抜いたさんの裏側などに、昼間じつとしていて、夜間活動します。ですから、直接薬をかけて退治するのはなかなかむずかしいのです。

駆除について
そこで、ゴキブリの習性を利用して

すべきめが長もちする殺虫剤を

ゴキブリの歩くカドやスミになっ

ているところに、三〜五センチ巾

に塗っておきます。ゴキブリは歩く

くたびに薬が少しづつ体にふれや

がて死んでしまいます。
▽使用する殺虫剤
五%ダイアジノン乳剤
以上三〜五倍、水でうすめて

塗ります。

二%クロールデン乳剤なら、そのまゝ使用します。
▽使用上の注意

薬が飲食物、食器類にふれないようにし、塗った薬をふきとらないようにすることです。

なんきん虫

生態

なんきん虫は、別名トコジラミと呼ばれています。この虫は人間と共に移動することは少なく、家具印刷物などの運搬の際に運ばれます。

雄も雌も吸血し、昼間はかくれて

夜になるとでてきて人間から吸血

します。また、なんきん虫は家住

性であり、殺虫剤には強くないの

で、退治するにはそれほどむず

かしくありません。
駆除について
まず住んでいるところをさがしだ

すことです。柱の割れ目、かもし

柱、天井、戸棚、机、いすなどの

すき間、壁の合せ目などを調べま

すと、人口附近にてんと血糞

や、脱皮したヌケガラがみられま

すので、比較的たやすくせい息場

所が発見できます。このせい息場所にデイルドリン、リンデン、ダイアジノンなどの殺虫剤をさん布することです。また、ゴキブリ退治とおなじように乳剤を割れ目に塗るのもよいでしょう。

おことわり

今号はスペースの都合上「災害対策シリーズ」を休ませていただきます。

住居表示審議会の委員決まる

このほど、住居表示審議会の委員に次の二十名が、遠山区長から委嘱されました。
敬称略

石川 浩(東神田二一四一十五)

小沢清治(神田駿河台三一二)

藤井芳郎(麴町三一六)

塚本積子(神田神保町三一二)

金丸孝義(平河町二一二十七)

西村宏一(平河町一四)

大島義愛(九段四一六)

五十嵐惣一(神田三崎町二一九)

稲垣俊次郎(神田小川町三一六)

古橋兼光(神田淡路町一三)

渥美源五郎(内神田三二二十七)

浅井秀三(岩本町一十一五)

渡辺伝之助(神田平河町四)

岩瀬栄一(神田鍛冶町一五)

曾根てう(三番町十八)

藤ノ木伊代(神田東松下町三十四)

高橋銃一(助役)

渡部定義(麴町警察署長)
岩満文夫(丸の内消防署長)
小柳四郎(麴町郵便局長)

区議会

議会運営委員会

8月10日午後3時から議長室で

区制調査特別委員会議事会協議会

8月11日午前11時から第一議員

控室で

建設委員会、交通対策特別委員会

理事会合同委員会

8月11日午後2時から第一議員

控室で

総武線の東京駅乗入れ線工事について

国鉄から説明をきいた

中央区議会議員来庁

8月10日午後1時30分、中央区

庁舎建設のため、庁舎拡充委員

一行十五名が本区庁舎を視察し

ました。

仙石荘をご利用ください

日(曜)	申込み する人	日(曜)	申込み する人
9/1 木	56名	12 月	39名
2 金	満員	13 火	45名
3 土	"	14 水	36名
4 日	18名	15 木	56名
5 月	18名	16 金	休
6 火	18名	17 土	24名
7 水	満員	18 日	28名
8 木	9名	19 月	46名
9 金	45名	20 火	46名
10 土	31名		
11 日	満員		



区民税の申告を

まだ出してない方へ

昭和41年度特別区民税・都民税の申告をまだ提出してない方へ、問合せの往復はがきを送ります。お手数でも必ずご回答ください。

農地報償給付金の請求は

来年3月末日までに

旧自作農創設特別措置法および農地法により、農地を買収された場合は、報償金がもらえます。報償金の請求書の受付は、次のとおりです。なるべくお早目に請求書を出してください。

- 受付期限 42年3月31日
- 受付場所 区民部商工課商工係 提出書類
- (1)農地被買収者給付金請求書
- (2)買取令書、買取のことがわかる登記簿の謄本か抄本、被買取農地調査結果通知書のいずれかひとつ
- (3)被売渡農地調査結果通知書
- (4)報償金を受けるひととそれに関係のあるひとの戸籍抄本や戸籍謄本

くわしくは、区民部商工課商工係

にお問合せください。

9月中の老人のつどい

- 4日 富士見区民館
 - 6日 番町区民館
 - 13日 神保町区民館
 - 18日 神田公園区民館
 - 20日 万世橋区民館
 - 28日 和泉橋区民館
- 時間は、それぞれ午後1時から午後4時まで

第三回青年のつどい

とき 9月4日午前9時から
ところ 神田小学校

内容

- 一、映画 「のり平のアメリカ紀行」 「スキー上達への道」
- 一、歌の指導 川みんなどうたおう指導 立川澄人氏
- 一、講演 誠文堂新光社社長 小川誠一郎氏
- 一、料理教室 自作ったべよう
- 一、フォークダンス
- 一、卓球大会・水泳

特別区民税 第2期分は 8月31日までに

8月中旬にお送りした随時課税分納税通知書をお受取りの方もあわせて8月31日までに納める場所
区役所、区役所出張所、銀行、郵便、局信用金庫など

なお、作品展示も行ないますので8月30日までに、生花、絵画、書道、写真などの作品を、区教委社会教育課文化係へ送ってください。出品者には、参加賞を贈ります。

水泳競技大会

とき 9月11日午前9時から
ところ 練成中プール

種目

- (一部) 地域団体対抗
 - (二部) 職域団体対抗
 - (三部) 中学校対抗
- 申込 9月3日正午までに、区教委社会教育課体育係へ

消防団運営委員変わる

議員選出
新 石川 浩氏
(東神田二一四一十五)

旧 中川孝夫氏
学識経験
新 林 慶之助氏
(岩本町二一八一九)

富士見地区のみなさんへ

住居表示板の取り付けがはじまります

富士見地区の新しい住居表示が、10月1日から実施されます。このため、区では9月中旬に各街区の四すみなどに街区表示板を、みなさんのお宅の玄関や門柱の見やすいところに、住居番号表示板を取り付けます。よろしくご協力をお願いします。

また、新しい住居番号を、通知書案内図と共にお知らせします。住居番号表示板の大きさ
縦六〇mm、横一二〇mm
街区表示板の大きさ
縦六六〇mm、横一二〇mm

工事だより

掘さく道路復旧工事
▽竹平町一(公安調査庁前から竹橋まで)の三百尉 工期は8月上旬から9月末日まで
▽竹平町三番地(竹橋から一ツ橋まで)の二百二十尉 工期は8月上旬から9月末日まで

みさきチームが優勝

少年野球大会
第9回千代田区少年野球大会が8月2日午前9時30分から外濠公園総合グラウンドで行なわれました。参加チームは、区内四警察署管内から選ばれた四チームで、開会式のあと、遠山区長の始球で、熱戦の火ぶたが切られました。暑さにもめげず、少年らしく元気なプレーがくりひろげられ、結局みさきチームが優勝をかざりました。

結果は次のとおり

- (第一試合) みさきチーム(神田警察) 16 — 4 オール丸ノ内 (丸ノ内警察)
- (第二試合)

区民のつどい

会社をやめて国保にはいるには

問 うちのこともが会社をやめたので、国民健康保険に加入しなければならぬと思いましたが、手続きはどうしたらいいでしょうか。

答 国民健康保険は、他の保険に加入していない方が、すべて加入することになっています退職を証明する書類とはんこをもつて、あなたの住所地の出張所か区役所で手続きをしてください。もし、世帯主が国保に加入しているときは、被保険者証もお持ちください。届出が遅れますと不利益な取扱いをうけることもありますので、早目に届出ることが必要です。

麴町六丁目コルツ(麴町警察) 3 — 1 和泉クラブ (万世橋警察)

みさきチーム 4 — 3 麴町六丁目コルツ (丸ノ内警察) 三君(みさきチーム)が選ばれました。

住	所	氏	名	性別	生	年	月 日
住	所	氏	名	性別	生	年	月 日
住	所	氏	名	性別	生	年	月 日
登 録 年 月 日				登 録 決 定			

永 久 選 挙 人 名 簿 が で き ま し た

あなたのお名前を

ご自身で確かめてください

とき 8月26日から9月9日まで

ところ 区役所二階選挙管理委員会

最寄りの出張所でも見られます。

永久選挙人名簿のしくみ

はじめに

こんどの選挙法の一部改正により、選挙人名簿のしくみが変わりました。

いままでの選挙人名簿は、毎年9月15日現在で、住んでいるひとの資格を調べて作る「基本選挙人名簿」（定時制）

と選挙のあるごとに、一定の期日までに出出をしたひとの資格を調べて作る

「補充選挙人名簿」（随時制）の二本立てのしくみになっていました。

この方法は、明治21年わが国最初の衆議院議員の選挙が行なわれて以来採用されているものですが、最近、移動人口がふえてきたので、毎年名簿を作り直すことは、大変手数がかるばかりでなく、次のような間違いやむだが出るわけです。

▽書き写す際の脱ろう、誤記、二重登録が生じやすい

▽補充名簿を作る期間が短いので、不正登録が生じやすい

区選管のおしらせ

▽経費や手間がかかりすぎる

そこでこのような欠点をなくしようと、選挙制度審議会がいろいろ討議を重ねた結果、永久名簿制を採用することに決定し、政府に答申しました。政府はこの答申に基づき、国会に提案して、こ

の改正となったのです。
では、新しい「永久選挙人名簿」がどんなしくみになっているか紹介しましょう。

永久選挙人名簿のあらまし

【いっせい調査の実施】

■永久選挙人名簿に登録されるひと
永久選挙人名簿を作るため、国、都選挙管理委員会が一体となって、全国いっせいに住民の実態調査を行いました。

この調査票により、最初の永久選挙人名簿に登録されるひとは、次の三つの資格があるひとです。

- ①日本国民であること
- ②昭和21年10月1日までに生まれたひと
- ③今年6月20日現在まで、引続き3ヵ月以上都の二十三区内に住所があつて、この日に千代田区に住ん

でいたひと

■名簿の縦覧と確定

いっせい調査に基づいてつくられた名簿に、誤りがないかどうかを確かめていただくため、8月26日から、9月9日までの十五日間、区役所か出張所で、みなさんに名簿をおみせします。もし、名簿に誤りがあれば、この期間内に異議の申出ができます。この名簿は、9月30日に永久選挙人名簿として確定されます。

【永久選挙人名簿は】

■永久選挙人名簿はカード式
有権者は一人一葉のカードに登録されます。一度登録されたひとは、千代田区外に転出したり、あるいは死亡などの理由で、登録資格を失なわないかぎり、永久に効力を有します。

■名簿の種類は一つです

いままでの選挙のたびに作っていた補充選挙人名簿がなくなります。この永久選挙人名簿一種類だけになります。

■永久選挙人名簿への登録は、年二回申出により行ないます
最初に永久選挙人名簿に登録されたひとは、全国のいっせい調査の資料に基づいて作られました。その後、

住所を移動したり、満20才になった人は、次のような手続きにより登録されます。

▽住所が変わる場合

前住所地の役所から登録証明書をもらってきて、住民登録をするとき、手続きをします。

▽満20才になったひと

満20才になった日からなるべく早く申出を行なってください。

▽未登録者

名簿に登録されていないひとは、前住所地の選挙管理委員会発行の未登録証明が必要です。

■縦覧は年二回

選挙管理委員会は、3月1日と9月1日までに登録の申出のあったひとについて、資格を審査し名簿に登録するかどうかを決めます。その決定書面を3月11日から3月20日まで、9月11日から9月20日までの年二回、区役所または出張所で、みなさんにお見せします。

この決定に異議あるいは不服があるばあいは、縦覧期間に異議の申出ができます。

なお、9月のときには、申出がないひとについても公簿などで確認され

たときは職権で名簿に登録されることとがあります。

縦覧の終えた名簿は、3月30日、9月30日の年二回永久選挙人名簿として確定します。

■永久選挙人名簿から抹消される場合
登録されているひとが死亡したり、他の市区町村の永久選挙人名簿に登録された場合は、すぐに抹消されま

す。
なお、他の市区町村に住所を移した場合は、登録資格がなくなった者の表示をし、一年経過した後抹消することになっています。

経過措置

以上が永久選挙人名簿についてのあらましですが、この法律は、9月30日から実施されます。それまでは、現在効力がある基本選挙人名簿をいっせい調査の資料に基づいて修正、抹消、あるいは、分冊名簿を作って、一時的に永久選挙人名簿として使います。その後早くにカード式に切り替えることになっていきます。

くわしくは区選管（区役所二階調査係内）にお問合せください。